

地方公共団体、推進組織の実態調査結果の分析

平成 2 8 年 1 2 月 1 日

農 林 水 産 省

目 次

I	調査概要	1
II	実態調査結果	
1	推進方針について	2
2	取組による効果	11
3	今後の課題	15

I 調査概要

1 調査目的

事業の実績報告では把握できない地方公共団体(都道府県、市町村)及び推進組織の推進事業の方針や法制化に伴い、交付金の交付ルートが変更されたことによる事務負担の変化等について実態調査を行うことにより、各機関における活動実態や推進状況等を把握し、中間評価のための基礎資料として活用。

2 調査内容

平成27年度に多面的機能支払交付金に取り組んだ活動組織がある都道府県、市町村及び推進組織を対象とし、以下の項目について、実態調査(アンケート方式)を実施。【都道府県及び推進組織については、下記(1)「活動の推進体制」のみ調査】

【調査項目】

(1) 推進方針について

- ・取組の目標設定
- ・対象農用地の扱い
- ・活動組織の広域化の推進
- ・非農業者・団体の参加促進
- ・構造改革の後押し
- ・推進している取組テーマ
- ・活動の推進体制

(2) 取組による効果

- ・取組理由
- ・取組による直接的効果
- ・取組による波及的效果

(3) 今後の課題

- ・取り組んだことのない農業集落の特徴

3 調査対象

都府県 46 の内、 46 回収 (回収率100%)
市町村 1, 262 の内、 1, 262 回収 (回収率100%)
推進組織 67 の内、 67 回収 (回収率100%)

※ 北海道の関係機関(道、146市町村、1推進組織)については、北海道豪雨災害の影響により、調査を延期。

4 調査期間

平成28年9月5日～平成28年10月6日

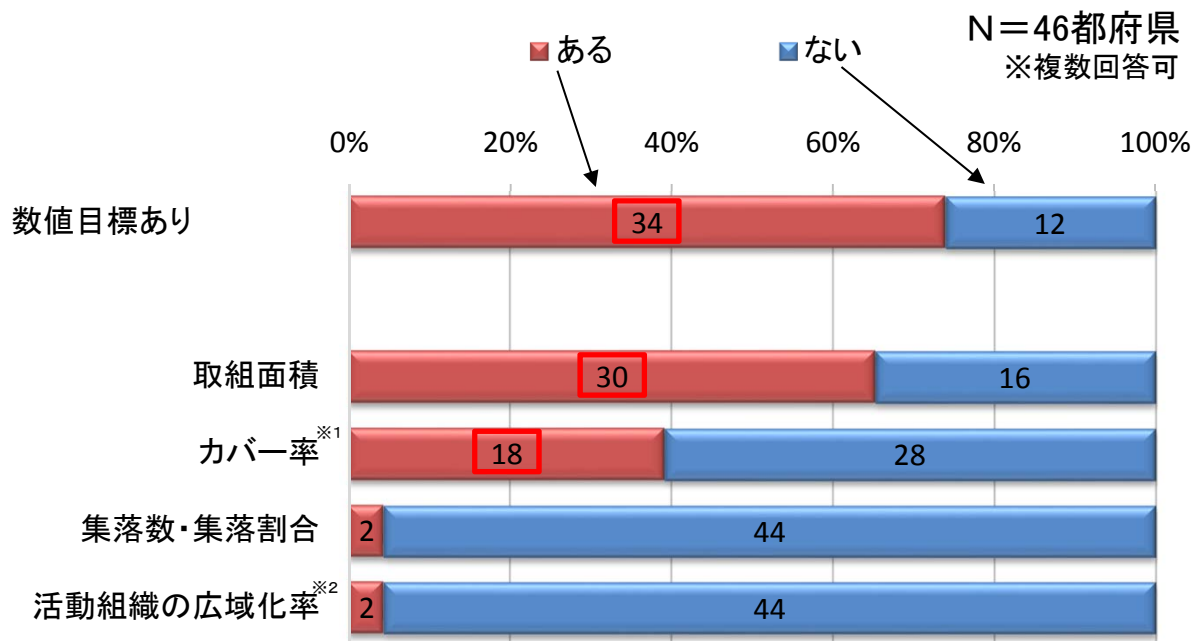
Ⅱ 実態調査結果

1 推進方針について

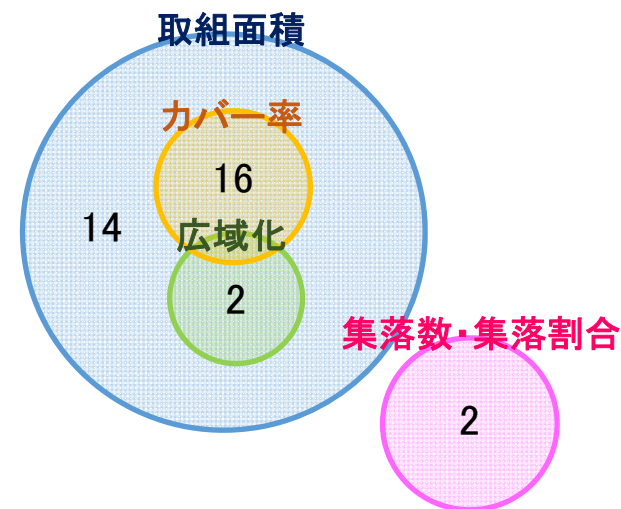
(1) 都府県における取組の目標設定

- 都府県への実態調査によると、取組の数値目標を設定している都府県は34府県(74%)あった。
- 数値目標は、取組面積が30府県(65%)、カバー率※1が18府県(39%)あったほか、集落数・集落割合や、活動組織の広域化率※2を設定をしている県もあった。カバー率は、32年度までの5ヶ年で、平均12ポイントアップを設定。
- カバー率や活動組織の広域化率を設定している県は、取組面積の数値目標も設定。

都府県における本交付金の数値目標の設定状況



数値目標の設定の都府県数



※1: カバー率は対象農用地面積に対する取組面積の比率

※2: 広域化率は全活動組織の取組面積のうち、持続的な広域体制の下での地域共同活動により保全管理される農地面積の割合

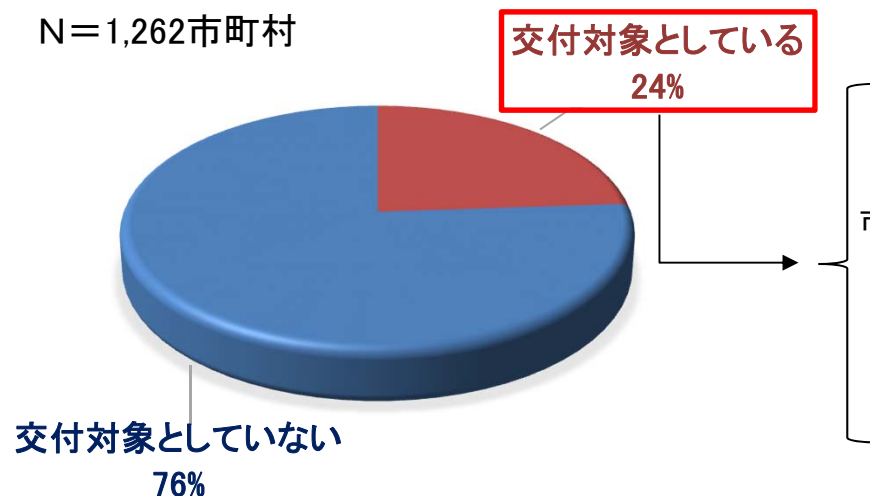
注) グラフ中の値は都府県数

(2) 市町村における対象農用地の扱い

- 多面的機能支払交付金のうち農地維持支払の交付対象の農用地に、農振農用地以外の農用地を含めている市町村は302市町村(24%)あった。当該市町村の90%が、「農振農用地と一体的な取組が必要な農用地」を交付対象としている。
- 一方、農振農用地以外の農用地を対象としていない市町村の81%が、その理由を「農振農用地を優先に考えている」と回答。

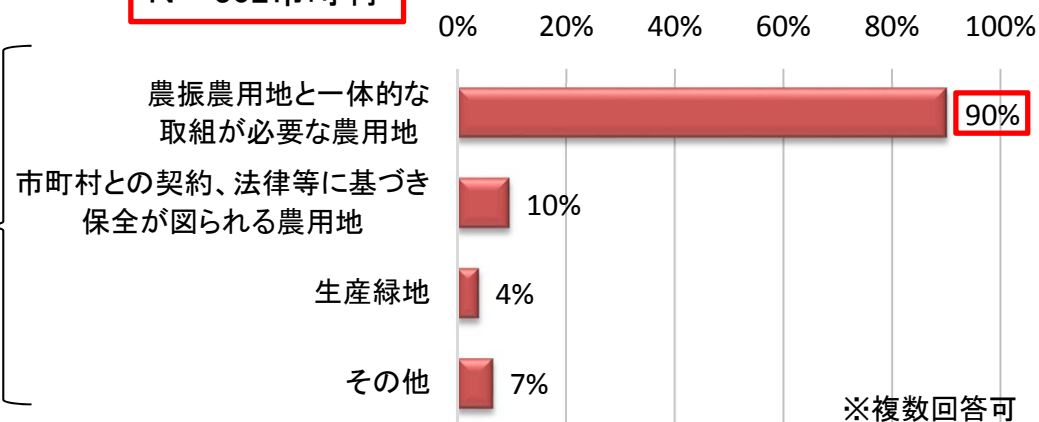
農振農用地以外の農用地の交付対象の可否

N=1,262市町村

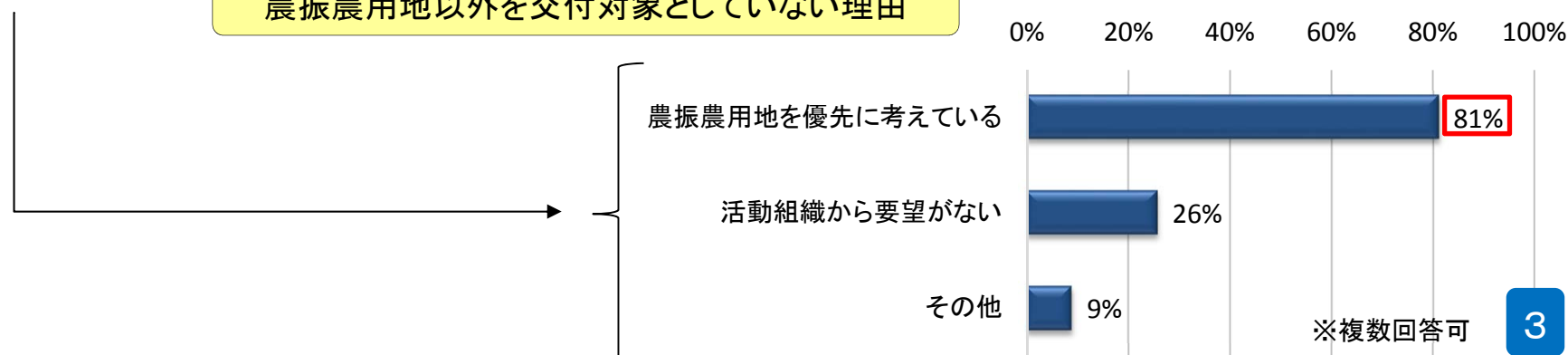


農振農用地以外で交付対象としている農用地

N=302市町村



農振農用地以外を交付対象としていない理由

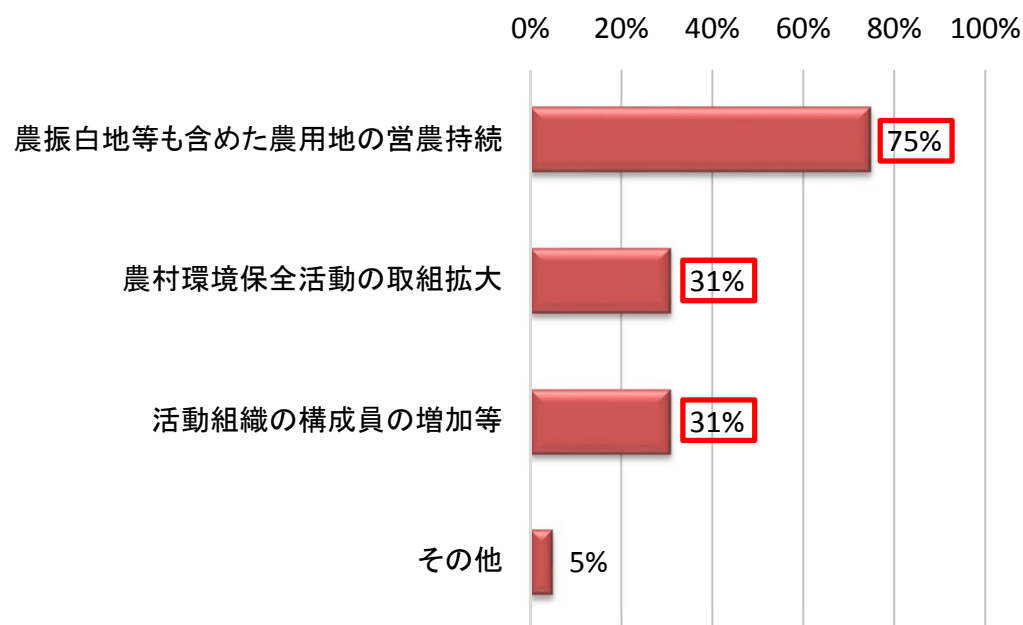


(2) 市町村における対象農用地の扱い

- 農振農用地以外の農用地を交付対象としたことによる効果について、当該市町村の75%が「農振白地※等も含めた農用地の営農が持続できる」と回答。また、31%が「農村環境保全活動の取組拡大」、「活動組織の構成員の増加等」と回答。
- また、「来年度以降、農振農用地以外の農用地の取組面積が増加する見通しある」と回答した市町村は25%であり、68%は「増加の見通しはない」と回答。

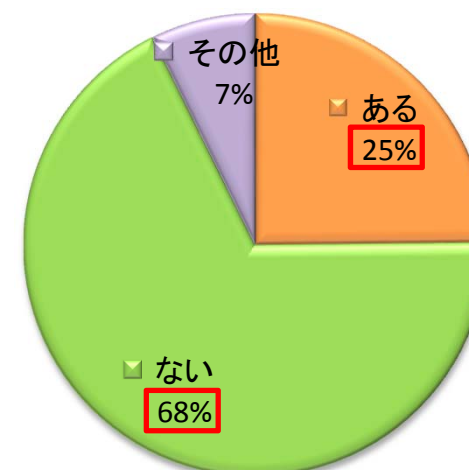
農振農用地以外を交付対象としたことによる効果

N=302市町村
※複数回答可



農振農用地以外の農用地の取組面積が増加する見通し

N=302市町村



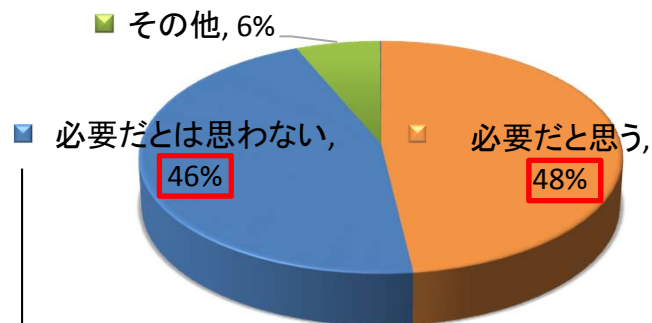
※ 農用地区域外の農業振興地域を農振白地という。

(3) 市町村における活動組織の広域化の推進

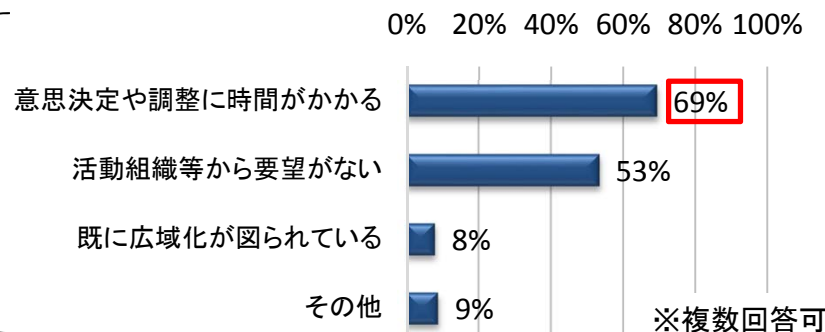
- 活動組織が将来にわたって持続的に活動を続けるために、今後、合併等による広域化を推進する必要があるか確認したところ、市町村の48%が「必要だと思う」と回答。その理由として、当該市町村の86%が「事務労力の負担が軽減される」と回答。
- 一方、「広域化の推進が必要だとは思わない」と回答した市町村は46%。その理由として、当該市町村の69%が「意思決定や調整に時間がかかる」と回答。

活動組織の広域化の必要性

N=1,262市町村



必要だとは思わない理由



今後、活動組織の広域化を推進する必要があると思う理由

N=607市町村



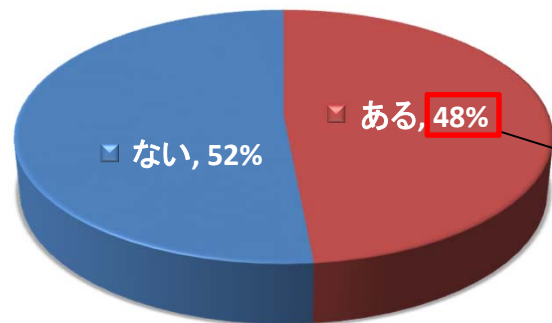
※複数回答可

(4) 市町村における非農業者・団体の参加促進

- 農業者のみで構成される活動組織がある市町村は48%。農業者のみで活動している理由として、当該市町村の74%が「農業者による共同活動体制が整っているため」と回答。
- また、多面的機能支払以降、農業者のみでも農地維持支払や資源向上支払(長寿命化)に取り組むことができるようになったことにより、「取組拡大に大いに効果があった」、又は「一定の効果があった」と62%の市町村が回答。

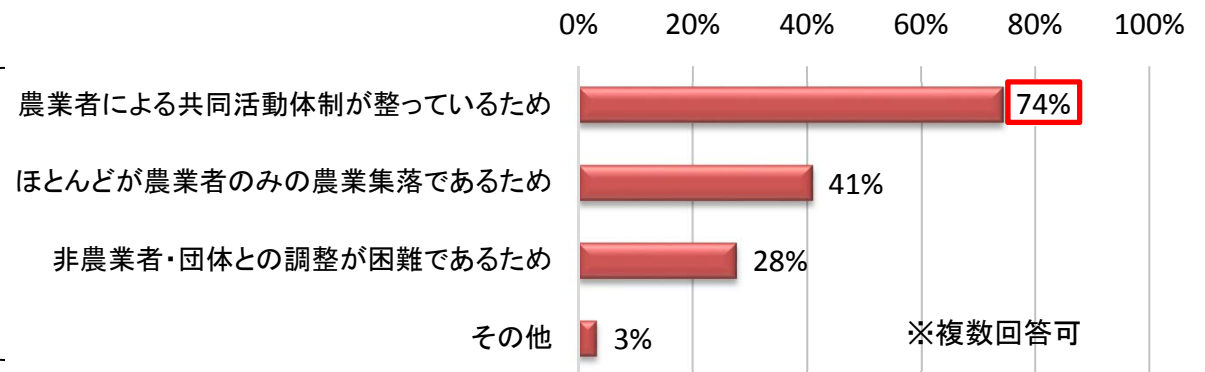
農業者のみの活動組織の有無

N=1,262市町村



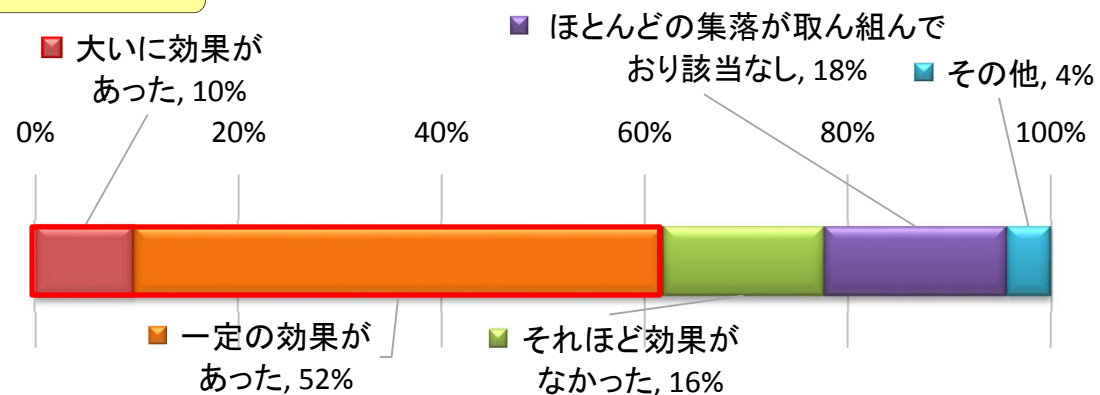
農業者のみで活動している理由

N=612市町村



農業者のみで取り組めることによる取組拡大の効果

N=1,262市町村

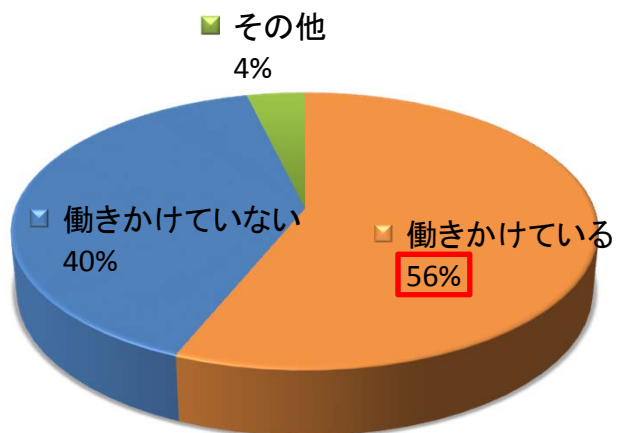


(4) 市町村における非農業者・団体の参加促進

- 農業者のみで構成される活動組織がある市町村の56%は、「当該活動組織に非農業者・団体の参加促進を働きかけている」と回答。
- 一方、多面的機能支払に取り組んでいる市町村の66%は、「活動組織の運営に非農業者・団体の参画の推進」を図っている。

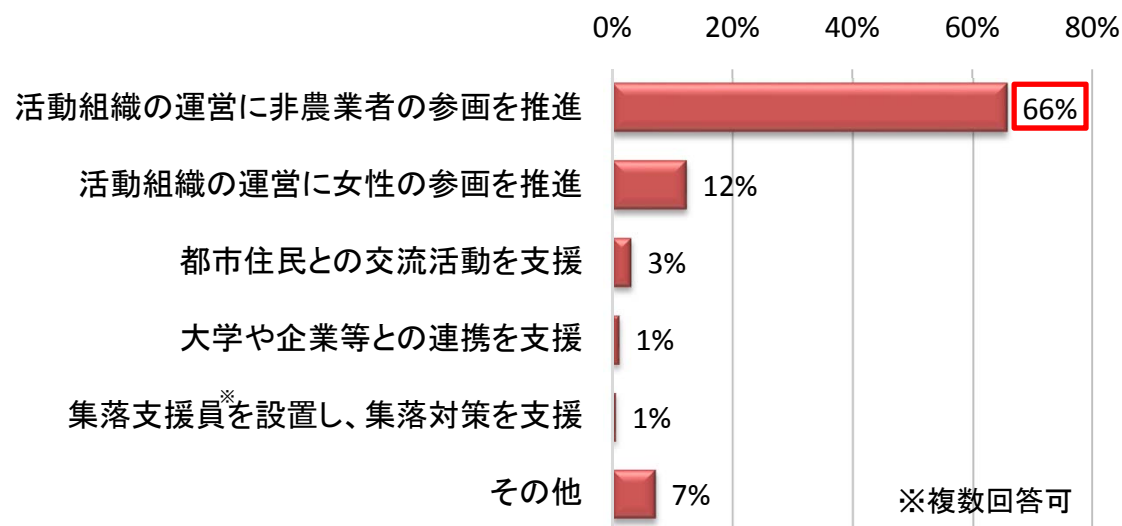
非農業者・団体の参加促進状況

N=612市町村



多様な人材の参画推進のための取組

N=1,262市町村



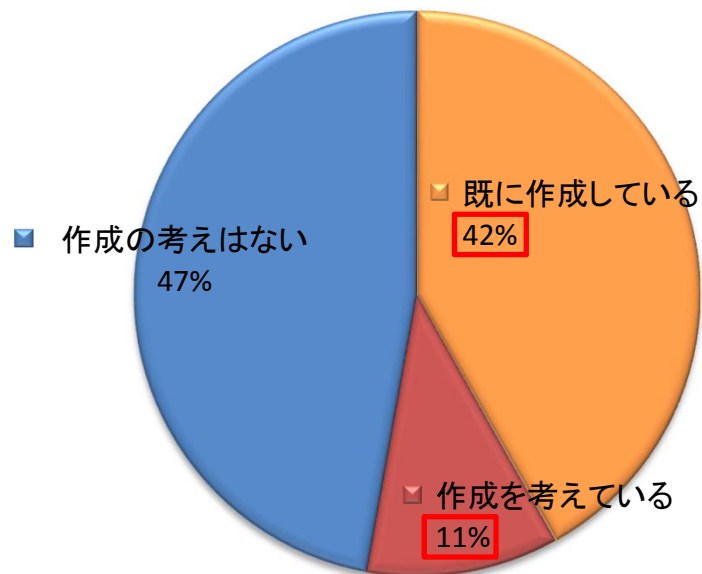
※ 集落支援員・・・地方自治体の委嘱を受けて、集落点検の実施、集落のあり方に関する住民同士・住民と市町村の話し合いなどの集落対策に従事する者をいう。

(5) 農業の構造改革の後押し

- 活動組織単位での「人・農地プラン」の作成について、「既に作成している」と回答した市町村は42%、「作成を考えている」と回答した市町村は11%であった。
- 活動組織に対する農地中間管理事業の活用(マッチング)の支援については、「既に支援している」と回答した市町村は24%、「支援を考えている」と回答した市町村は27%であった。
- いずれも、5割以上の市町村が、活動組織に関係した構造改革の推進を図っている。

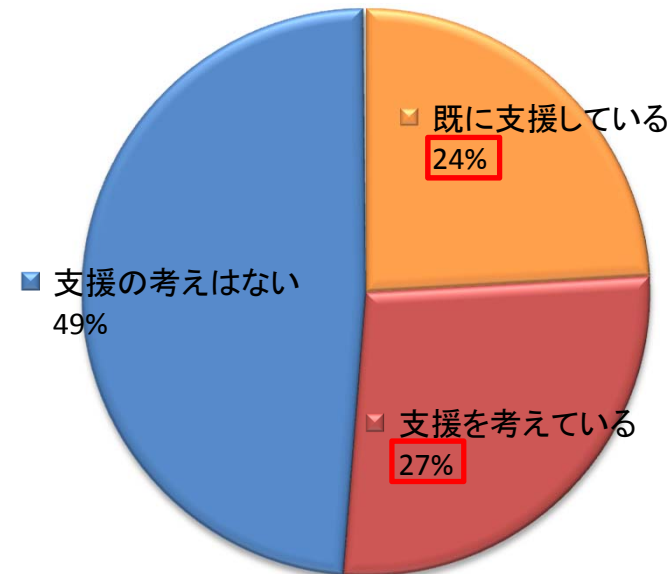
人・農地プランの作成状況

N=1,262市町村



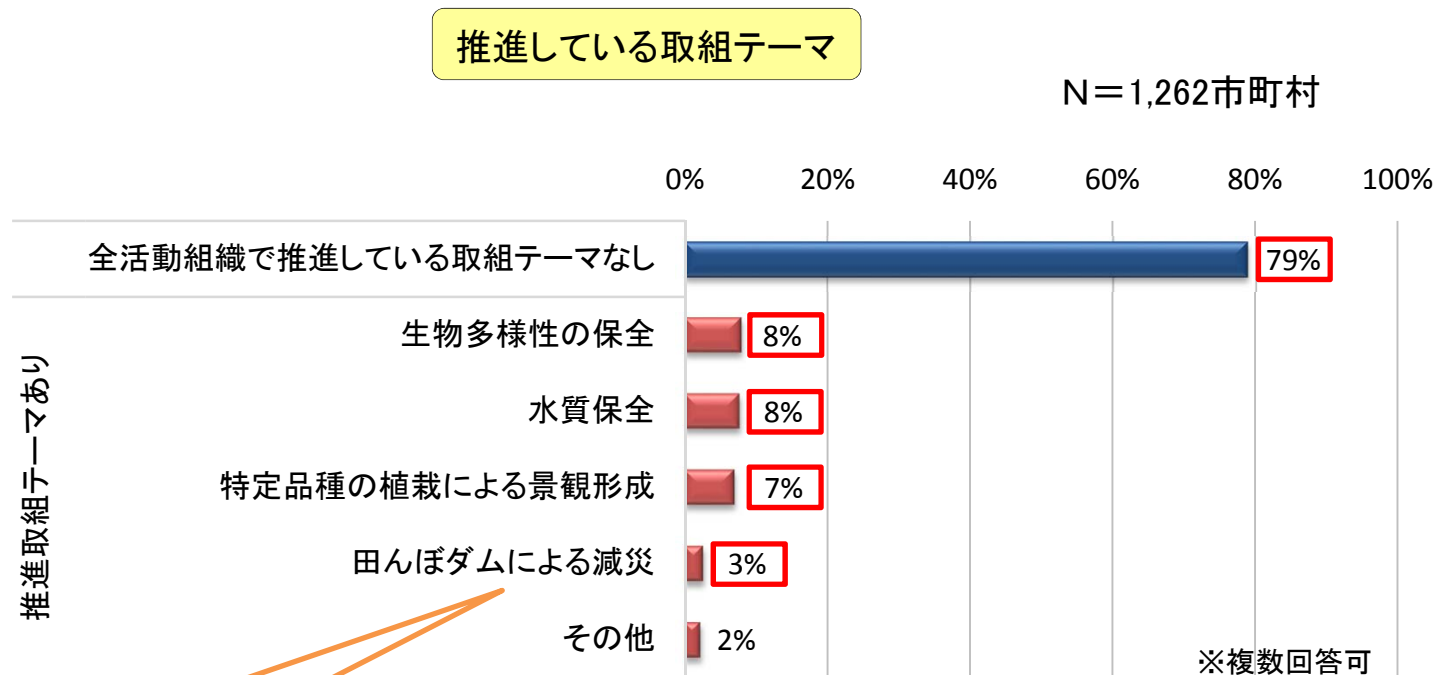
農地中間管理事業の活用状況

N=1,262市町村



(6) 市町村が推進している取組テーマ

- 市町村が活動組織全体に対して推進している取組テーマについては、79%の市町村は「推進しているテーマなし」と回答。また、取組テーマとして「生物多様性の保全」及び「水質保全」を推進している市町村はそれぞれ8%、「特定品種の植栽による景観形成」が7%、「田んぼダムによる減災」が3%であった。
- その他として、「地域住民との交流活動、学校教育、行政機関等との連携」、「ジャンボタニシ等の外来種の駆除」、「台風時にため池の事前放流を行う防災・減災活動」などを推進している市町村もあった。
- なお、「田んぼダムによる減災」を推進していると回答した市町村の田んぼダムの取組面積は、全国で約9,200 haであった。



全国 約9,200haで実施

(7)活動の推進体制

- 多面的機能支払交付金の推進体制として、担当職員及び非常勤雇用職員を合わせた全国の平均設置人数は、都府県は約5人、市町村は約2人、推進組織は約6名で対応。
- 推進事業量のシェアでは、都府県は「交付手続」の31%が最も大きく、市町村は「確認事務」の27%、推進組織は「活動の指導・助言」の27%が最も大きくなっている。

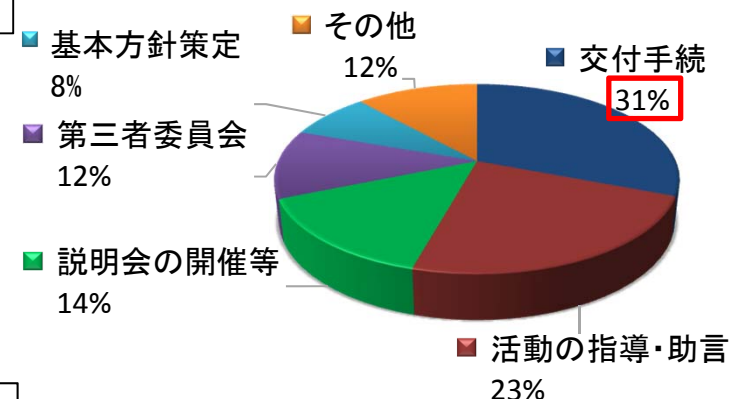
推進体制(平成27年度)

平均 設置人数	担当職員	非常勤雇用	計
都府県	4.1人	0.9人	5.0人
市町村	1.6人	0.4人	2.0人
推進組織	4.6人	1.6人	6.2人

推進事業の内容及び事業量のシェア

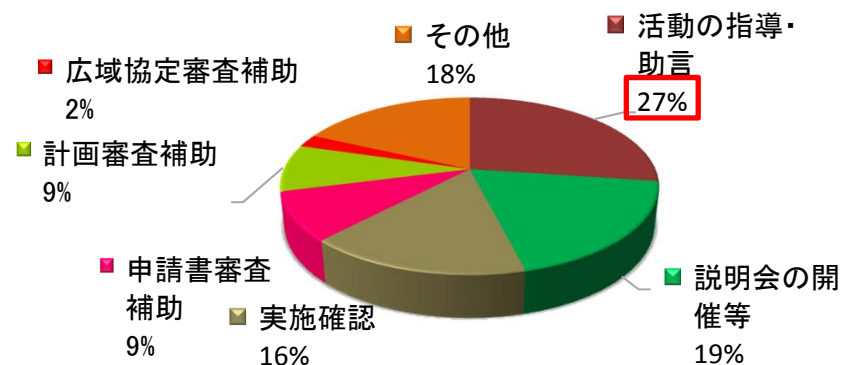
都府県

N=46



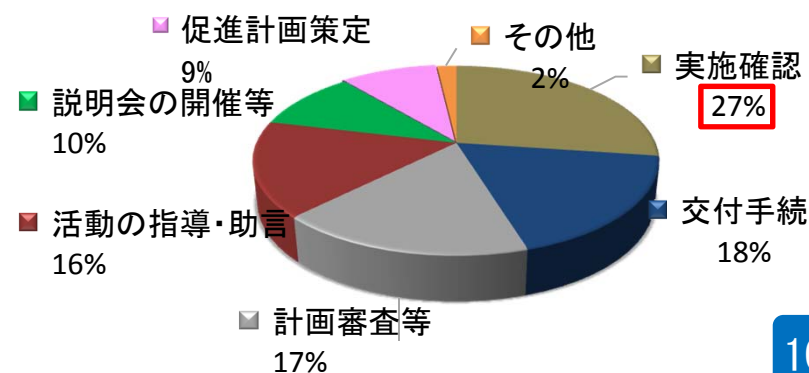
推進組織

N=67



市町村

N=1,262



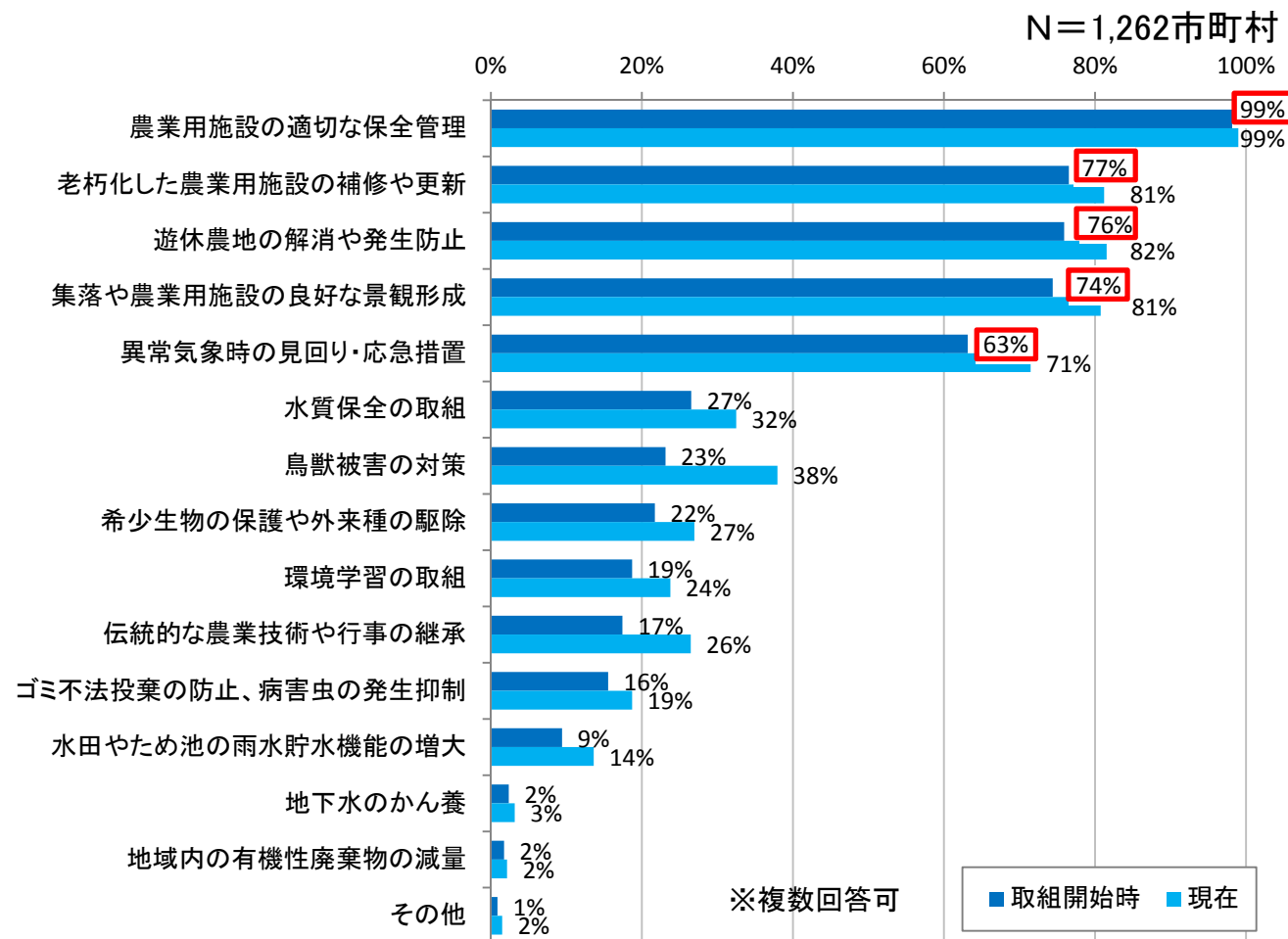
2 取組による効果

(1) 市町村の取組理由

○ 市町村が多面的機能支払交付金に取り組んだ理由については、取組開始時は、「農業用施設の適切な保安全管理」が99%と最も高く、次いで「老朽化した農業用施設の補修や更新」、「遊休農地の解消や発生防止」、「集落や農業用施設の良い景観形成」、「異常気象時の見回りや応急措置」と続く。

○ 現在の理由も、概ね同様であった。

市町村の取組理由

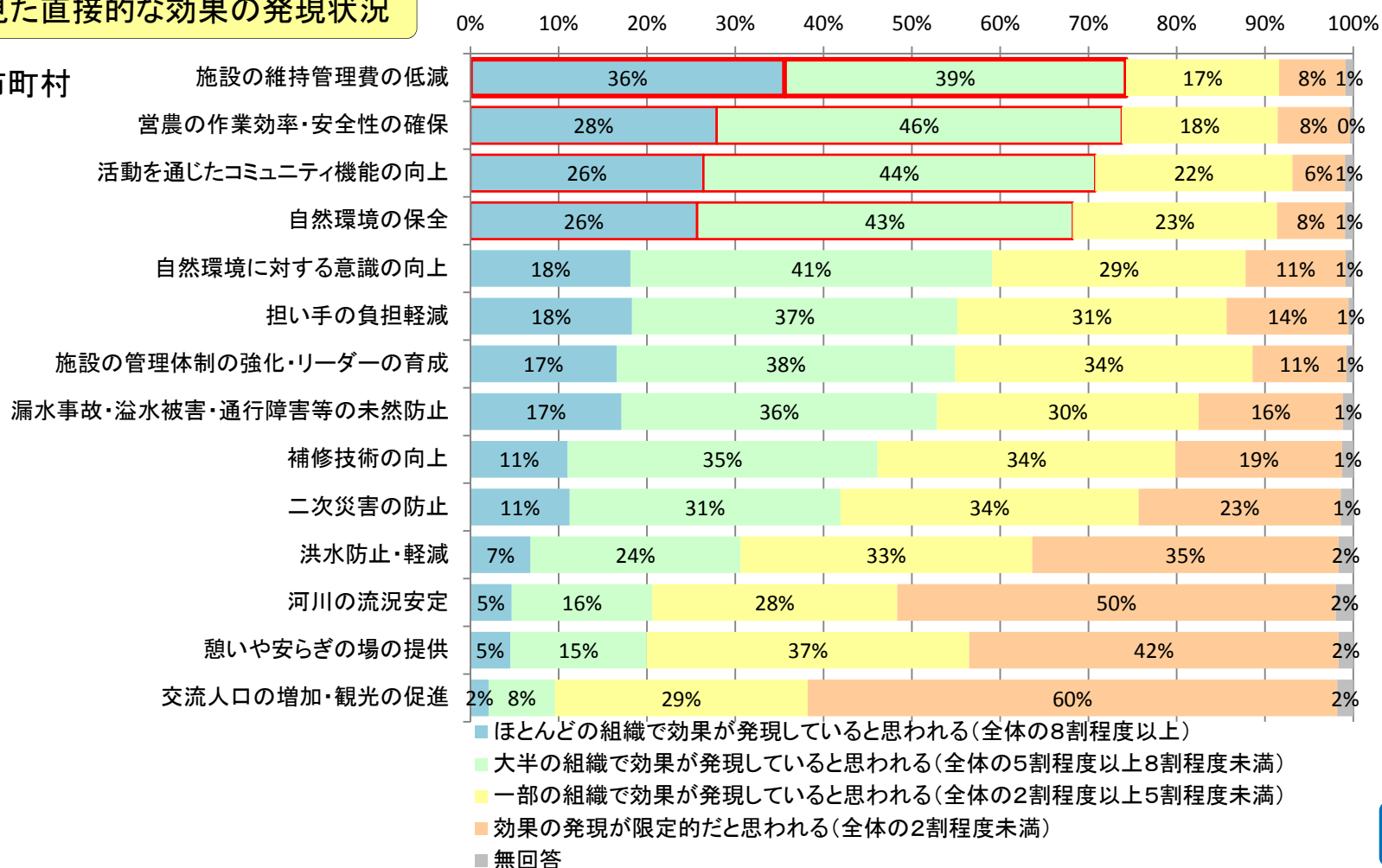


(2) 取組による直接的な効果

- 市町村から見た、多面的支払交付金の取組による直接的な効果については、「施設の維持管理費の低減」が最も高く、ほとんどの組織、又は大半の組織で効果が発現していると回答した市町村は75%であった。
- 次いで、「営農の作業効率・安全性の確保」、「活動を通じたコミュニティ機能の向上」、「自然環境の保全」に関する効果の発現割合が高いと回答。

市町村から見た直接的な効果の発現状況

N=1,262市町村

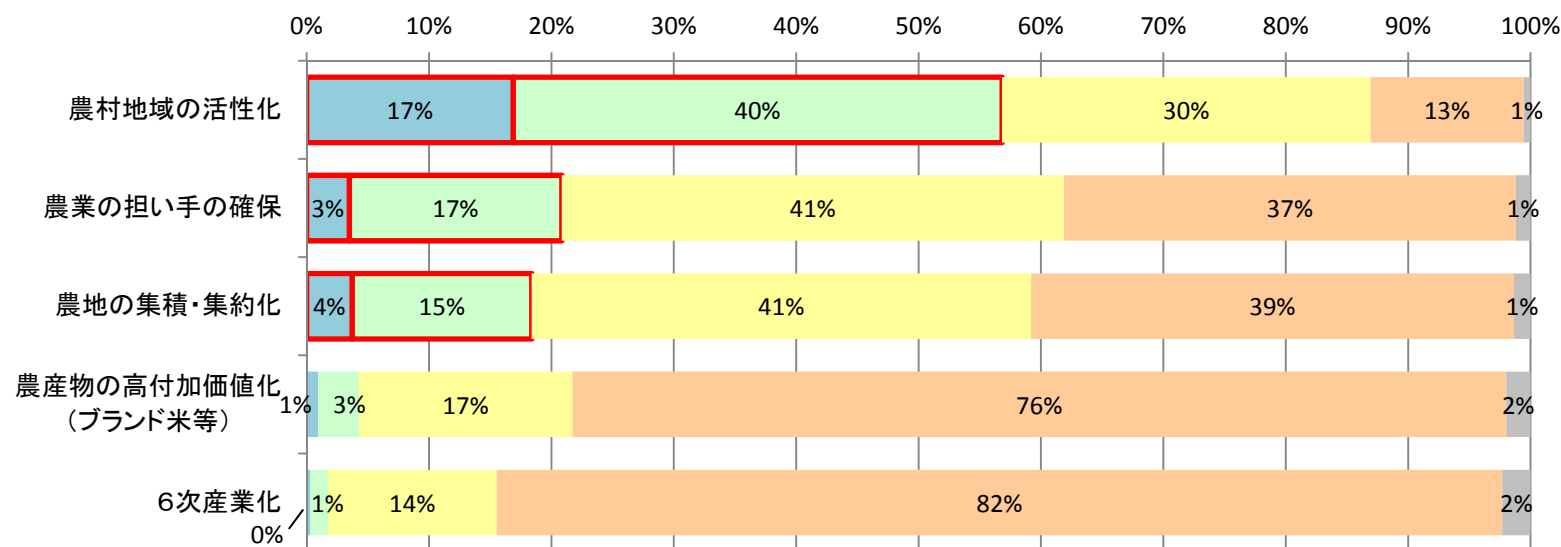


(3) 取組による波及的な効果

- 市町村から見た、多面的支払交付金の取組による波及的な効果については、「農村地域の活性化」が最も高く、ほとんどの組織、又は大半の組織で効果が発現していると回答した市町村は57%であった。
- 「農業の担い手の確保」や「農地の集積・集約化」等についても、効果が生じている組織がでてきており、取組の進展により、さらに多くの組織で効果が生じることが期待できる。

市町村から見た波及的な効果の発現状況

N=1,262市町村

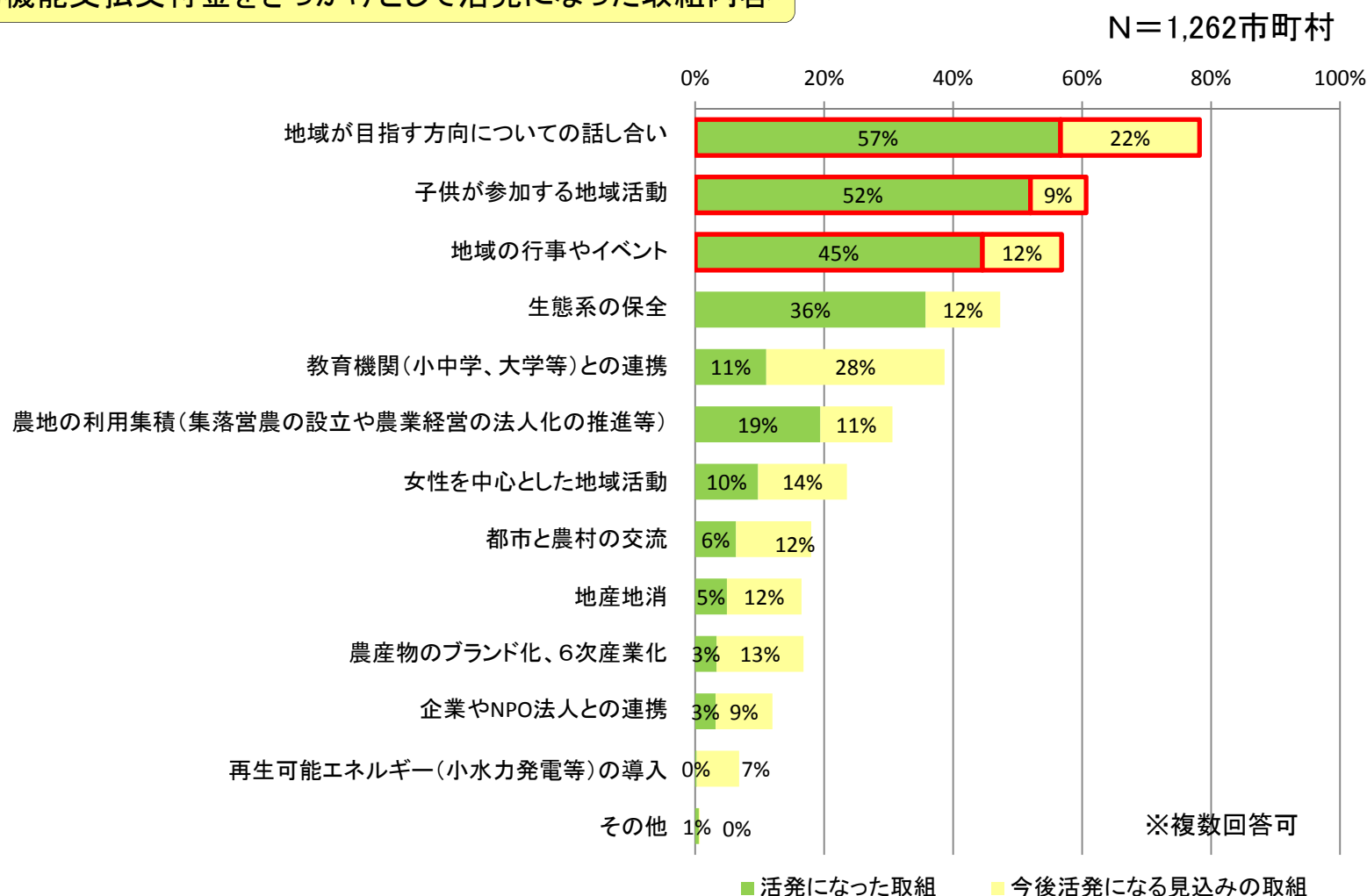


- ほとんどの組織で効果が発現していると思われる(全体の8割程度以上)
- 大半の組織で効果が発現していると思われる(全体の5割程度以上8割程度未満)
- 一部の組織で効果が発現していると思われる(全体の2割程度以上5割程度未満)
- 効果の発現が限定的だと思われる(全体の2割程度未満)
- 無回答

(3) 取組による波及的な効果

- 多面的機能支払交付金の活動をきっかけとして、活発になった、あるいは今後活発になる見込みがある取組については、市町村の79%が「地域が目指す方向についての話し合い」と回答。次いで、「子供が参加する地域活動」が61%、「地域の行事やイベント」が57%となっている。

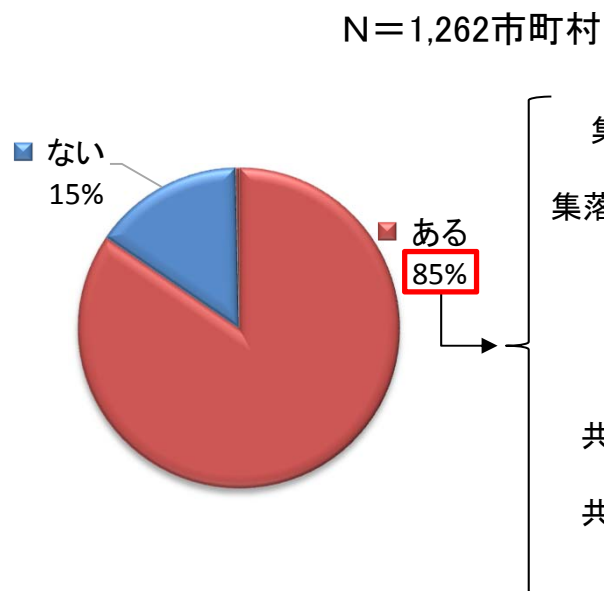
多面的機能支払交付金をきっかけとして活発になった取組内容



3 今後の課題

- 平成19年度以降、本交付金制度(平成19年度からの旧交付金制度も含む)に取り組んでいない農業集落があると回答した市町村は85%であった。
- これまでに取り組んだことがない農業集落の主な特徴については、「集落をとりまとめるリーダーがない」と回答した市町村が69%、「集落全体の合意形成がまだ図られていない」が41%、「共同活動の参加者が集まらない」が34%となっている。
- 該当する市町村に聞き取り調査を行ったところ、その他の理由として、「高齢化が進み、後継者もないため、5年活動を継続できるか不安」、「事務作業が煩雑」などの意見があった。

本交付金制度に取り組んだことがない農村集落の有無



本交付金制度に取り組んだことがない農村集落の特徴

